

平成18年6月9日

各 位

上場会社名 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌
代表者名 取締役社長 木村 進一
(コード番号 7020 大証第1部)
問合せ先 専務取締役 森本 武彦
(TEL06-4803-6171)

(訂正)平成18年3月期中間決算短信(連結)及び平成18年3月期個別中間財務諸表の概要の一部訂正について

平成17年11月18日に公表いたしました「平成18年3月期 中間決算短信(連結)」及び「平成18年3月期 個別中間財務諸表の概要」の添付資料の記載内容に下記の訂正がありますのでお知らせいたします。

記

1. 訂正事項

平成18年3月期 中間決算短信(連結)
中間連結財務諸表等

(会計方針の変更) 添付資料16ページ

平成18年3月期 個別中間財務諸表の概要
中間財務諸表等

(会計方針の変更) 添付資料28ページ

2. 訂正箇所

訂正箇所は_を付して表示しております。

平成18年3月期 中間決算短信(連結)

中間連結財務諸表等

(会計方針の変更)

添付資料16ページ

(訂正前)

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当中間連結会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用している。これにより税金等調整前中間純損失が2,694百万円増加している。

なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき当該各資産の金額から直接控除している。

(訂正後)

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当中間連結会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用している。これにより税金等調整前中間純損失が2,541百万円増加している。

なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき当該各資産の金額から直接控除している。

平成18年3月期 個別中間財務諸表の概要

中間財務諸表等

(会計方針の変更)

添付資料28ページ

(訂正前)

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用している。これにより税引前中間純損失が2,510百万円増加している。

なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除している。

(訂正後)

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用している。これにより税引前中間純損失が2,357百万円増加している。

なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除している。

以上